

美濃加茂市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年6月1日

美濃加茂市監査委員 田中昭則
同 高井実枝

- 1 対象の監査 令和7年度3月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和8年4月27日
- 3 監査の結果を通知した日 令和8年4月27日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和8年5月29日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
福祉課	<p>【注意】 社福委 第13号 地域きずな事業委託業務については、契約書の仕様書中の目的である「市民の対話と交流を創出し、お互いさま関係の機運の育みと浸透」及び業務内容にある「民生委員・児童委員等の地域住民の共同作業によって、ランタンを作成する。」などが確認できない。以上のことから、業務が適切に遂行されたと評価できない。</p>	<p>令和8年度の地域きずな事業については、地域住民等との交流の場を設け、仕様書どおり履行されるよう業務管理を徹底します。</p>